

◆ 本校における「いじめ」対策について

【1】本校における「いじめ」対策を立てる目的・位置づけ

(1) 「いじめ防止対策推進法」にてらして

- ① 国が定めた「いじめ防止対策推進法」に則り、「薫英いじめ防止基本方針」を策定し、「薫英におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置く。
- ② 生徒のいのちと安全を守るため、法律の基本理念（第三条）に則り、いじめの防止等のための対策を策定する。

(2) 薫英教育の目的にてらして

- ① 本校の教育は、「敬・信・愛」の教学理念を基とし、「21世紀の国際化した社会の中で、たくましく生きる女性を育てる」という学校目標に則り、生徒同士の関わりの中で、人と人がつながり合うことの大切さを育み、一人一人が自立・成長していくことに貢献する。
- ② ①の観点から、「いじめ」を許さず、発達途上にある生徒同士の関係の中で起こる様々なトラブルを成長機会ととらえ、正面から向き合い、健全な人間関係を築く力をつくりあげるための教育的指導を行う。

【2】「いじめ」問題への考え方《いじめ防止の基本的方向性》

(1) 「いじめ」の定義

- ① 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

* 「いじめ防止対策推進法」第2条より。この法律における「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部除く。）をいう。「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

- ② 「いじめ」は、他者の人権・人格を脅かす抑圧・攻撃行為であって、その特質は、ある関係性において優位にある者が弱い者に力を乱用して辱めを加える行為をいう。
- ③ 「いじめ」の構図は、言葉や態度による嫌がらせに始まり、物隠しや無視を含む特定の者を標的にした攻撃へ、さらにその者を支配しいたぶる虐待状態へと進行することを指す。
- ④ 「いじめ」は、思春期・青年期の発達途上にある生徒同士の関係の中で、当然起こる様々なトラブルが、健全に解決されず、放置され進行した中で起こる。

(2) 「いじめ」問題にどう臨むか

- ① 重大な「いじめ」問題へと進行する前の、生徒同士の関係の中で起こる様々なトラブルの段階での教育的指導を徹底して行う。
- ② 生徒たちの旺盛な関わりと、関わりの中で発生するトラブルを教育的に解決することを通じて、生徒たちの問題解決の力を育む。
- ③ 重大な「いじめ」事案が起こったときは、被害生徒・保護者の立場にたち、被害生徒の安全を第一に行動し、加害生徒に対し毅然とした態度で反省指導を行う。

【3】薫英いじめ防止基本方針

(1) hyper-Q U (QUESTIONNAIRE－UTILITIES) の実施

*hyper-QU (hyper-Questionnaire Utilities) : 図書文化出版発行の『よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート』

- ① 各クラスにおいて、年2回、hyper-QUを実施する。(中学校は3回)
- ② hyper-QUの結果を参考に、学級集団の状態・一人一人の生徒の状況をつかみ、学校生活に充分満足できていない生徒の状況をいち早くつかむ。
- ③ 各クラスのhyper-QUの結果をブロック内で共有し、ブロック全体として生徒全体を見守る体制をとる。

(2) 早期発見のための対策《担任の役割・ブロックの役割・クラブ顧問の役割》

- ① クラス担任は、まず、クラス内の生徒一人一人、及び、クラス集団の人間関係について、日々注意を払い、その状況をつかむことを義務とする。そして、クラス内の生徒同士の関係の中で起こるトラブルについては、事の大小にかかわらず、**決して見過ごさず、その場でダメなことはダメと、毅然と注意するとともに、**常にブロックの統括部長・ブロック主任に報告と相談をすることを義務とする。
- ② クラス担任は、原則、週1回行われるブロック会議において、クラス状況を報告し、ブロック全体で生徒たちの状況を共有する。
- ③ 各ブロックの統括部長・ブロック主任は、生徒同士の中で起こるトラブルについて、問題性のある事柄については、管理職、及び、生活指導部長に報告と相談を行い、指導における助言を仰ぐ。
- ④ クラブ顧問は、クラブ内の生徒同士の関係の中で起こるトラブルについて、事の大小にかかわらず、**決して見過ごさず、その場でダメなことはダメと、毅然と注意するとともに、**管理職、及び、生活指導部長に報告と相談を行い、指導における助言を仰ぐ。

(3) 早期発見のための対策《人権委員会・校務運営委員会の役割》

- ① 各ブロックの統括部長・ブロック主任、及び、生活指導部長は、生徒同士の関係の中で起こるトラブルについて、原則、週1回行われる、人権委員会・校務運営委員会に報告する。
- ② 人権委員会・校務運営委員会は、上記①で受けた報告を俯瞰的に考察し、助言を行う。

- ③ 上記①・②をふまえ、当該ブロック・当該クラブは、トラブル解決のための指導を組み立て行動する。

(4) 早期発見のための対策《生徒・保護者の相談方法について》

- ① 生徒・保護者が、いじめ、及び、いじめに類する相談をいつでもできるよう、クラス担任、クラブ顧問をはじめ、全教職員が、真摯に耳を傾けるよう努める。
- ② 生徒・保護者が、いじめ、及び、いじめに類するトラブルについて直接相談できるよう、「私学コスモスダイヤル」の周知徹底をする。
- ③ 生徒・保護者が、いじめ、及び、いじめに類するトラブルについて直接相談できるよう、「校内コスモスダイヤル」を設け、教頭が窓口となる。
- ④ 上記①～③について、「生活指導部ネットワーク」通信で全校生徒・保護者に案内配布すると同時に保健室前に掲示する。

(5) いじめ事案発生時の措置

- ① 「いじめ」の認定は、早急な対策が求められる性質上、担任からの報告、ブロック会議での報告、人権委員会・校務運営委員会での報告、生徒・保護者からの直接の訴え等の、いずれの場面であっても、生活指導部長と管理職が、当該生徒をめぐる関係者を瞬時に集め、協議の上、臨機応変に行う。
- ② 「いじめ」事案と認定した場合、管理職が「対策プロジェクトチーム」を緊急に組織し、迅速に指導に当たる。
- ③ 上記②の対策プロジェクトチームは、当該生徒をめぐる関係者と管理職で組織する。
- ④ 関係者とは、クラス内、及び、クラス間で起こった場合、当該ブロックの統括部長・ブロック主任・当該担任・管理職、及び、その事案に関係する教員とする。クラブ内で起こった場合は、クラブ顧問・生活指導部長・生活指導部主任・管理職及び、その事案に関係する教員とする。
- ⑤ 発生した「いじめ」事案が、重大であると管理職が判断した場合、対策プロジェクトチームと同時に、「いじめ緊急対策会議」を設置する。「いじめ緊急対策会議」は、部長会に、各ブロック主任を加えたメンバーで構成する。
- ⑥ 重大な「いじめ」事案については、「いじめ緊急対策会議」が「対策プロジェクトチーム」の指導経過を常に把握し、その対応を検討・指導するとともに、国が定めた「いじめ防止対策推進法」に則り、適切な対応を行う。

【4】薫英におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) クラス担任（団）

- ① クラス担任は、常日頃から生徒、及び生徒同士の関係に注意を払い、その中での、言動・態度・心身の状況をつかむことを義務とする。そして、事の大小にかかわらず、問題性のある事に関しては、正副ブロック長に報告・相談をし助言を求める。

- ② 各学年・各ブロックの担任団は、常日頃からお互いのクラス（生徒）状況について情報を交換し共有する。

(2) ブロック〔国際ブロック・中学ブロック・普通科ブロック・高3ブロック〕

- ① ブロックの統括部長・ブロック主任は、常日頃から、各担任から生徒の状況の把握に努める。
- ② 原則、週1回行われるブロック会議において、各クラスの状況をブロック全体で共有する。

(3) クラブ顧問

- ◎ クラブ顧問は、常日頃から、生徒、及び生徒同士の関係に注意を払い、その中での、言動・態度・心身の状況をつかむことを義務とする。そして、事の大小にかかわらず、問題性のある事に関しては、生活指導部長・管理職に報告・相談し助言を求める。

(4) 人権委員会・校務運営委員会

- ◎ 前項【3】の（3）に同じ。

(5) 対策プロジェクトチーム

- ① 「いじめ」事案と認定された場合、管理職が、緊急に組織する。
- ② 「対策プロジェクトチーム」の構成は、前項【3】の（5）の③④に拠る。
- ③ 「対策プロジェクトチーム」の責任者は教頭とし、解決のための指揮を執るのは、クラス内・クラス間で起こった場合は、当該ブロックの統括部長とし、クラブ内その他で起こった場合は、生活指導部長とする。
- ④ 教頭は、「対策プロジェクトチーム」の運営をコントロールするとともに、学校長・学園本部への報告、校内外の必要に応じた対応を行う。

(6) いじめ緊急対策会議

- ① 重大な「いじめ」事案と認定された場合、校長が、緊急に組織する。
- ② 「いじめ緊急対策会議」の構成は、前項【3】の（5）の⑤に拠る。
- ③ 「いじめ緊急対策会議」の責任者は、校長とし、校長が全体の指揮を執り、重大な「いじめ」事案の早期解決を図る。
- ④ 教頭は、学園本部への報告、校内外の必要に応じた対応を行う。その際、国が定めた「いじめ防止対策推進法」に則って行動する。

(7) 保健室・校内カウンセラー

- ① 生徒・保護者からの訴え、及び、生徒同士の関係の中で起こる「トラブル」から重大な「いじめ」にいたるまで、知り得ている情報を共有し、上記（1）～（6）の、いずれの場面においても、連携して指導に当たる。
- ② 尚、保健室・校内カウンセラーは、守秘義務に当たると判断した事柄に関しては公開しない。

【5】薫英におけるいじめ対策の行動指針

(1) 一人一人の生徒が大切にされ、たくましい人格を形成する教育

- ① 全教員は、薫英の教育目標・学校方針をふまえ、人と人とのつながりを大切にし、一人一人の生徒がたくましく、自立・成長を勝ちとることに全力で指導する。
- ② 全教員は、支配的な関係をしてしまう生徒の背景を理解し、そのことに共感しつつ、他者との関係が支配的になってしまう原因と向き合わせ、一緒に克服していく。又、被支配的な関係に甘んじる生徒に対しては、勇気を持って自己の尊厳を守ることを教え、そのことがともに成長し、対等な関係を生むことを教えていく。
- ③ 全教員は、一切の暴力・いじめ、及び、いじめに類する行為を許さない。又、いじめを助長するような不適切な認識や言動、指導の在り方に、常に注意を払い、生徒指導の力量向上の研鑽を積む。
- ④ 全教員は、発達途上にある生徒同士の関係の中で起こる様々なトラブルを成長機会ととらえ、正面から向き合い、健全な人間関係を築く力をつくりあげるための教育的指導を行う。**トラブルの現場に遭遇したときは、その状況を正確に確認すると同時に、ダメなことはダメと、毅然と注意する。**
- ⑤ 全教員は、分かりやすい授業づくりを進め、生徒がいきいきと学習活動に参加できるように努める。
- ⑥ クラス担任は、一人一人の生徒が大切にされ、たくましい人格を形成するよう、学習と行事、日常生活の全面において、生徒の自治を育み、HR集団作りを進める。
- ⑦ 担任外の教員は、各クラスが進めるHR集団作りを援助し、生徒、及び、生徒同士の関係の中で起こる様々な問題に対し、教員集団によるチームプレイで指導に当たる。

(2) いじめ、及び、いじめに類する問題が起こったとき

- ① 教員は、まず、「事実」の立場に立つ。「何が」あったのかを明らかにする。**間違っただけの行為（言動・行動）については、遭遇したその場で、毅然と注意する。**
- ② 上記①をふまえ、問題は「なぜ」起こったのかを明らかにする。理由が屈折していることが増えているが、それでも、「理由なく問題を起こすはずはない」という教員の考えをしっかりと持ち、「なぜ？」と問い続ける姿勢を持つ。
- ③ 被害生徒に対しては、その生徒の安全を第一に行動する。事実を聞き取るると同時に、どういう思いだったのか、どうして欲しいか（欲しかったか）を丁寧に聞き取る。
- ④ 加害生徒に対しても、事実を正確に聞き取るると同時に、そうした行動にいたった理由・そのときの思い、どうすればよかったかを丁寧に聞き取る。又、加害生徒が置かれている背景（学校での状況・家庭その他の状況）を明らかにする。

- ⑤ 加害生徒が複数の場合、事情聴取は同時的に行う。その際、原則、一人の生徒に対し、複数の教員で当たる。
- ⑥ 事実確認において、被害生徒・加害生徒双方に食い違いがあっても、違う点は保留にし、明らかになったことを確認して指導を進める。
- ⑦ 確認された事実をもとに、本校の反省指導規定にてらして指導方針を立てる。適宜、保護者に報告をする。
- ⑧ 可能な限り、「開かれた話し合い」をめざす。問題をクラス全体のものにするかどうかは、「被害生徒が求めているか」「全体のものにして指導が進むか」という教員の見通しがあるか」「クラス全体の生徒がその問題から学び成長する機会となるか」を総合的に判断して行動する。

(3) 起こった問題の「加害者」が特定できないとき

- ① クラス全体に事実を報告し、加害者に名乗り出るよう呼びかける。
- ② それでも「加害者」が特定できないとき、クラスの一人一人に「起こった問題への思い」「加害者は、なぜこういうことをするのか」を書かせ、その中から代表的なものを抽出してクラスに公開する。
- ③ 単なる犯人捜しではなく、問題に対してクラスみんなで取り組む指導を行う。
- ④ 起こった問題に対する代表的なクラスの意見を公開することで、加害者自身に、自己を対象化させる。
- ⑤ クラス全体が動き、クラスの意見を公開することで、被害者を守り、加害者が同じ行為をすることに歯止めをかける。

【6】教員の研修〔いじめ問題への理解・問題事案への指導・生徒指導全般〕

- ① 年度当初、夏期、年度末、の計3回にわたり、教員全体の研修を行う。
- ② 私学人権等、外部の研修に積極的に参加する。
- ③ 原則、月1回の職員会議において、校内カウンセラーの示す「相談室だより」を参考に、生徒たちの置かれている現状理解の学習を行う。

※ 2014年4月1日より施行するものとする。又、年度ごとに見直し・検討を行うと同時に、改訂する必要あるときは直ちに行うものとする。

2014年4月1日 施行
2016年4月1日 改訂